

<対策のポイント>

○近年アセアン地域で頻繁に発生している強大な台風、洪水等の被害や新型コロナ感染拡大による影響を受けた人々に対して、政府米や加工米飯を事前に現地に配置する現物備蓄、及び大規模災害等の緊急事態発生時における緊急要請への即応性が高い現金備蓄を充実させます。また、緊急時への備えを強化する観点から、学校の児童/生徒を対象とした防災教育実施時に現物備蓄米の一部を持ち帰り食料として配布するプログラムを実施します。

<政策目標>

○東アジア地域における大規模災害等の緊急時に米を支援するアセアン+ 3 緊急米備蓄（アプター）の取組を推進し、食料安全保障の強化と貧困の撲滅を図る（これまで我が国は、協定発効後、計 5,249トン（アセアン諸国の延べ1,170万人/日に相当）の政府米等を提供した）。

<事業の内容>

<事業イメージ>

<背景>

- 2012年7月、アセアン+3緊急米備蓄（アプター）協定が発効しました。
- 我が国は、被災国に対する政府備蓄米等の拠出により、各国から高い評価を受けています。
- また首脳会議等の場において、我が国より食料安全保障分野での貢献を強く発信しています。

<支援の流れ>



<支援イメージ>

- 現物（現金）備蓄
台風や洪水等の災害時の初期対応として、予め被援助国に備蓄された政府米等を放出します。
- これまでの実績
 - （1）現物備蓄 計3,844 トン（パイロット・プロジェクト以降 5,903トン）（フィリピン、カンボジア、インドネシア、ラオス、ミャンマー）
 - （2）現金備蓄 計1,405 トン（パイロット・プロジェクト以降 1,932トン）（インドネシア、カンボジア、ミャンマー、タイ、フィリピン）
- 申告（イママーク）備蓄
2018年10月、アプター協定発効後初めてフィリピンとの間でイママーク備蓄放出に係る覚書※に署名しました（10,000トン）。※2021年10月に3年間延長で合意。



【お問い合わせ先】（1）輸出・国際局国際地域課（03-3502-5913）
（2）農産局貿易業務課（03-6744-1387）

1. アプター協定に基づく資金の拠出 8（8）百万円

- アプター協定に基づく運営経費に対する義務的な拠出を行います。

2. 現物備蓄事業 87（86）百万円

- 台風、洪水やCOVID-19等の緊急時に備える仕組みとして、政府米や加工米飯を事前に配置する現物備蓄及び緊急要請への即応性の高い現金備蓄を充実させます。

また、緊急時への備えを強化する観点から、学校の児童/生徒を対象とした防災教育実施時に現物備蓄米の一部を持ち帰り食料として配布します。

<事業の流れ>

